

警 視 庁 交 通 部 長
各 道 府 県 警 察 本 部 長
各 方 面 本 部 長
各 管 区 警 察 局 広 域 調 整 担 当 部 長
(参考送付先)
警 察 大 学 校 交 通 教 養 部 長
科 学 警 察 研 究 所 交 通 科 学 部 長

殿

原議保存期間	3年(令和6年3月31日まで)
有効期間	二種(令和2年12月31日まで)

警 察 庁 丁 運 発 第 6 4 号、丁 交 企 発 第 9 0 号
丁 交 指 発 第 3 9 号

令 和 2 年 4 月 1 3 日
警 察 庁 交 通 局 運 転 免 許 課 長
警 察 庁 交 通 局 交 通 企 画 課 長
警 察 庁 交 通 局 交 通 指 導 課 長

運転免許行政における今後の新型コロナウイルス感染症対策について(通達)

標記については、これまで「運転免許関係手続等における新型コロナウイルス感染症対策について(通達)」(令和2年3月10日付け警察庁丁運発第45号ほか)等に基づく指示を行ってきたところであるが、今般の新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)に基づく緊急事態宣言(以下単に「緊急事態宣言」という。)の発出等の情勢を踏まえ、運転免許行政における今後の新型コロナウイルス感染症対策の在り方を下記のとおりとすることから、各位におかれては、対応に遺漏のないようにされたい。

なお、本通達の発出に伴い、以下の通達は廃止する。

- ・ 「運転免許関係手続等における新型コロナウイルス感染症対策について(通達)」(令和2年3月10日付け警察庁丁運発第45号ほか)
- ・ 「有効期間の末日までに更新できない可能性がある者に対する措置の対象者の拡大について(通達)」(令和2年3月25日付け警察庁丁運発第51号ほか)
- ・ 「運転免許行政関係施設における新型コロナウイルス感染症の罹患者発生時等の対応について(通達)」(令和2年4月1日付け警察庁丁運発第55号)
- ・ 「運転免許証の裏面備考欄への記載による運転及び更新可能期間の指定措置の申請方法に関する留意事項について(通達)」(平成2年4月3日付け警察庁丁運発第57号)
- ・ 「有効期間の末日までに更新できない可能性がある者に対する措置の対象者の拡大等について(通達)」(令和2年4月7日付け警察庁丁運発第59号ほか)
- ・ 「新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言等を受けての運転免許行政上の留意事項について(通達)」(令和2年4月7日付け警察庁丁運発第60号)

記

1 運転免許関係手続上の措置等

(1) 更新関係

ア 有効期間等の末日までに更新できない可能性がある者に対する措置

運転免許証の表面に記載された有効期間又は本件措置による運転及び更新可能期間(以下「更新・運転可能期間」という。)の末日までに申出があれば、免許が引き続き有効なものとなるよう、運転免許センター及び警察署等において、運転免許証の裏面備考欄への記載により、新たに更新・運転可能期間の末日を指定すること。

本件措置は、当面は有効期間又は更新・運転可能期間(以下「有効期間等」とい

う。)の末日が令和2年7月31日までにある者に対して実施することとし、更新・運転可能期間の末日は、当該有効期間等の末日から起算して3月を経過した日とする。

イ 既に運転免許を失効させた者に対する措置

新型コロナウイルス感染症の影響により運転免許を失効させた者については、当該失効が道路交通法施行令第33条の6の2第6号に規定される事情による失効に当たるものとして、失効後の運転免許の再取得に係る手数料の点も含め、適切な手続を行うこと。

(2) 試験関係

道路交通法(以下「法」という。)第97条の2第1項の規定に基づき、卒業証明書等又は修了証明書を有する者に関しては、各証明書に係る技能検定等を受けた日から起算して、それぞれ1年又は3月を経過しない期間(以下「旧技能試験免除期間」という。)、各証明書に係る免許に係る技能試験が免除されているところであるが、当該期間の末日までに申出があれば、当該期間が経過した日から起算して緊急事態宣言において指定されたいずれかの区域における新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施すべき期間(以下「緊急事態期間」という。)を加えた期間が経過するまでの間は、技能試験を免除すること。

(3) 教習関係

ア 仮免許

仮免許の有効期間については、法第87条第6項の規定に基づき、当該仮免許に係る適性試験を受けた日から起算して6月とされているところであるが、当該期間の末日までに申出があれば、仮免許証の裏面備考欄への記載により、運転可能期間の末日を指定すること。運転可能期間は、当初の仮免許の有効期間が経過した日から起算して緊急事態期間を加えた期間が経過するまでの間とする。

イ 教習期間

道路交通法施行規則(以下「規則」という。)第33条第5項第1号ラ等においては、普通免許等に係る教習期間について9月以内を基準とする旨が規定されているところであるが、「指定自動車教習所業務指導の標準について(通達)」(令和2年4月13日付け警察庁丙運発第7号)に基づき、教習を一時中断せざるを得ないような事態における当該中断期間の教習期間算定からの除外等、弾力的な運用を図ること。

ウ 指定自動車教習所職員講習

法第108条の2第1項第9号において規定される指定自動車教習所職員講習の実施頻度に関しては、規則第38条第9項第1号において「おおむね1年ごとに1回行うこと」とされているところであるが、「指定自動車教習所業務指導の標準について(通達)」(同)に基づき、病気その他の理由による実施時期の半年延期等、弾力的な運用を図ること。

(4) 講習・行政処分関係

講習や行政処分の実施に際しては、やむを得ない理由に基づく講習実施可能期間の延長制度を活用するほか、対象者に対する通知の時期を調整するなどの方法により、状況を適切に踏まえた実施を図ること。

(5) 郵送等による申出

郵送又は代理人等の方法による上記（１）、（２）及び（３）アの申出を受理する場合は、以下の点に留意すること。

- 郵送等による場合、別添資料を参考に各都道府県の実情に応じ、申出を行う者の利便や申出に伴うトラブルの防止に配慮した方法とする。
- 代理人による申請の場合、自主返納手続等、他の運転免許関係手続における代理人申請と同様の方法とする。

2 感染予防対策

運転免許センター、警察署、自動車教習所等の運転免許行政関係施設においては、以下の対策等による感染予防の徹底に努めること。

- 窓口業務等不特定多数の者と接する業務に従事する職員による、石けんによる丁寧な手洗いやアルコール消毒液による手指消毒、マスクの着用を含むいわゆる咳エチケットの励行
- 施設出入口におけるアルコール消毒液等の消毒設備の適切な設置
- 来所者に対するマスクの携帯及び状況に応じた着用の呼び掛け、体調不良者に対する上記１（１）アの措置の内容の教示
- ３つの条件（密閉空間、密集場所、密接場面）が同時に重なる場を成立させないための換気等
- 講習等における適切な座席間隔の確保、視野検査等の資機材の頻繁な消毒
- 指導員のマスクの着用
- 高齢者講習の実車指導における、車内の適切な換気及び頻繁な消毒、実施機関の体制や施設等の状況に応じた１～２名での指導

3 罹患者発生時等における対応

運転免許行政関係施設における新型コロナウイルス感染症罹患者の発生時等においては、保健所の指導等を踏まえ、濃厚接触者・経過観察対象者の把握・検査による感染範囲の特定及び施設の一時閉鎖等による消毒の徹底等の措置による感染拡大の防止を迅速に図るとともに、新型コロナウイルス感染症をめぐる情勢や国民の利便を考慮し、個別の業務毎に継続・再開の適否を判断すること。

4 緊急事態宣言等を受けた対応

新型インフルエンザ等対策特別措置法第45条等の規定による都道府県知事からの要請等に基づき、自動車教習所が一時閉鎖されることとなった場合、自動車教習所における高齢運転者を対象とした認知機能検査及び高齢者講習が一時的に実施されなくなることを踏まえ、自動車教習所において、予約者に対する連絡や上記１（１）アの措置の内容の周知を適切に実施すること。

5 その他

（１）広報等

- 自動車教習所等の関係機関に対する連絡に加えて、都道府県警察ウェブサイト

や安全運転相談その他の個別相談等を通じた管内の運転免許行政関係施設の状況を含む運転免許行政の実施状況の周知に努めること。

- 必要に応じて更新通知はがき記載の運転免許センター等の電話回線を増設すること。

(2) 交通指導取締り時の留意事項

本通達に基づく措置により、表面記載の有効期間が徒過した運転免許証を所持しての運転が行われる可能性があることから、交通指導取締りや交通事故捜査に当たっては、裏面備考欄の記載を確実に確認し、適切な措置を講じること。

運転免許証の裏面備考欄に貼付するシールを用いた運転及び更新可能期間の指定措置の例

